

【研究論文】

ケベック「ライシテ法」における個人的権利と
集団的権利の相克
—21号法制定過程における論争—

Conflict between Individual and Collective Rights:
The Debate over Quebec's Secularism Law (Bill 21)

荒木隆人
ARAKI Takahito

Summary

The purpose of this paper is to clarify the issues of the conflict between individual and collective rights in the debate of the Bill 21 (Loi sur laïcité de l'État) enacted by the Coalition Avenir Québec government in June 2019. The main objective of this law is to define Quebec as a secular State and to prohibit public employees in positions of authority, including public school teachers, from wearing religious symbols at their workplace. This law has been criticized by some as a violation of individual religious freedom, while having been considered by others as a protection of the collective secular and cultural rights of the Quebec nation. With a view to clarifying the issues at stake, this paper will examine, both theoretically and empirically, the debate in the Quebec National Assembly that led to the enactment of this law. First, the author will focus on the arguments made in the Quebec National Assembly by Simon Jolin-Barrette, then Minister of Immigration, who drafted the law, and by Charles Taylor and Gérard Bouchard who opposed its enactment. Then the author will examine the arguments made by the Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse, and by the Mouvement national des Québécoises et Québécois. Through these examinations, this paper suggests that the debate over the secularization of Quebec centres on how to strike a balance between individual rights and the protection of Quebec's collective rights.

キーワード：ライシテ、21号法案、宗教的シンボル、ブシャール＝テイラー委員会

Mots-clés : Laïcité, Bill 21, Religious symbols, The Bouchard-Taylor Commission

1. はじめに

今日、欧州諸国では、公的領域における宗教的シンボル着用の是非を巡る論争が大きな政治的争点として浮上しているが、この問題を通じて国家の「ライシテ (laïcité)」化のあり方が問われるようになってきた¹。近年のケベック州でも、勤務中の公務員に対して目立つ宗教的シンボルの着用を禁じる2013年の60号法案、いわゆる「ケベック価値憲章 (Charte des valeurs québécoises)」法案²や、公共サービスの提供者と利用者に対して顔を覆う宗教的シンボルの着用を禁じる2017年の62号法³の制定における議論に示されるように、ライシテ原理の法制化や公的領域における宗教的シンボルの着用に関わる問題が主要な論争となっている。これらの論争を背景に、ケベック未来連合 (Coalition Avenir Québec、以下CAQ) 政権下で2019年6月16日に制定されたのが、ケベック州史上初めてライシテ原理を立法化した21号法「国家 (州)⁴のライシテに関する法 (Loi sur la laïcité de l'État)」である。

この法律は、全体で前文と第1章「国家 (州)のライシテ化」(第1条～第5条)、第2章「宗教的シンボル着用の禁止」(第6条)、第3章「顔を覆わないで行う公的サービス」(第7条～第10条)、第4章「その他の諸規定」(第11条～第17条)、第5章「修正規定」(第18条～第30条)、第6章「移行及び最終規定」(第31条～第35条)及び3つの別表から構成されている。

以下、簡単に21号法の内容を紹介したい。前文には、ケベック・ネイションが、その民法の伝統や独特の社会的価値観、独自の歴史を通じて、独特のライシテを発展させてきたことや、ケベックのライシテはケベック・ネイションの集団的権利と個人の権利や自由とを調整することで実施されるべきであるとされる (Loi 21, préambule)。第1条には、「ケベック国家 (州)はライシテを原理とする」と規定されている (Loi 21, art.1)⁵。第6条では、勤務中の公務員の宗教的シンボル着用の禁止が規定され、その対象は州議会議長・副議長、検察官、警察官、法律家などの公務員に加えて、公立学校の校長、副校長、教師までも含むものと規定された (Loi 21, art.6)。また、第17条においてライシテ原理はケベック州の議会、政府、裁判所がその建物内におけ

る（十字架や立像といった）宗教的シンボルの撤去を要求するようには解釈されないと規定されている（Loi 21, art.17）。第 18 条及び第 19 条では、この法の施行に際して人の権利と自由のケベック憲章（Charte québécoise des droits et libertés de la personne, 以下、ケベック人権憲章）の改定が規定されている（Loi 21, art.18, art.19）。第 34 条ではこの法律の施行に際して権利と自由のカナダ憲章（Charte canadienne des droits et libertés, 以下、カナダ人権憲章）からの「適用除外条項（clause dérogatoire）」⁶を要求している（Loi 21, art.34）。

とりわけ第 6 条が公立学校の教師にまで宗教的シンボル着用の禁止対象を拡大したことは、ケベック州内外で大きな批判を引き起こすことになった。例えば、政治哲学者チャールズ・テイラー（Charles Taylor）は、21 号法はヒジャブ（hijab）⁷などの宗教的シンボルを着用するイスラム女性の職業選択の自由を制限する差別的な立法であると批判した⁸。このような批判の中で、人権保護団体であるカナダ市民自由連盟（Canadian Civil Liberties Association）とカナダ・イスラム教徒全国会議（National Council of Canadian Muslims）は 21 号法制定の翌日である 6 月 17 日に 21 号法適用の差し止めを求める訴訟をケベック州上級裁判所（Cour supérieure du Québec）に提起した。2021 年 4 月の判決では、一部の規定を除き、21 号法の内容は認められたが⁹、本稿執筆時点で、カナダ連邦最高裁判所において係争中である。

このような大きな論争を巻き起こした 21 号法（その法案である 21 号法案を含む）を巡る議論の対立を象徴するものとして、21 号法に反対する知識人を中心に論文集『穏健か極端か：21 号法に関する批判的観点』（Celis *et al.*, 2020）が出版された。そこでは 21 号法によってケベック社会にもたらされる問題点が多面的に論じられているが、いくつかの主要な批判点は次のようなものである。第一に、21 号法は人種差別的である以上に性差別的であり、ヒジャブなどを被るイスラム女性を労働市場から締め出し、彼女達に社会的経済的不平等がもたらされる危険があるとの批判である（Martineau, 2020, pp.147-160）。第二に、21 号法は、人権憲章の解釈を担う裁判所ではなく州議会の決定がケベック社会のあり方を決定づける場であるとの理由に基づき、ケベック人権憲章の改定やカナダ人権憲章からの適用除外を要求するが、そのような要求は、ケベック州民に対してそれらの人権憲章を援用しての普遍的な個人的権利の保障を困難にするとの批判である（Lampron, 2020, pp.211-226）。第三に、21 号法は、ケベック州の多数派の宗教であるカトリックの宗教的遺産が州議会、裁判所などにおいて維持されるように規定されているが

ゆえに、国家と宗教の分離に関して問題があるとの批判である (Koussens, 2020a, p.93)。

他方で、21号法に賛同する知識人は、21号法が差別的な法律とされることに対して次のように反論している。例えば、21号法は、ケベック州がその歴史を通じて実現してきたライシテ化の成果であり、ケベック人権憲章の改定及びカナダ人権憲章からの適用除外の要求は、ケベック固有のライシテをカナダの価値観から保護するために必要なことであるとされる¹⁰。また、モントリオール大学名誉教授で1960年代に州教育省の設立や公教育の脱宗教化を提言した paran 委員会 (Commission Parent)¹¹の委員を務めたギ・ロッシュ (Guy Rocher) は、公立学校の教員に対して宗教的シンボルの着用を禁止することは、生徒の思想形成に対する教師の影響力から生徒の信仰を保護することになると主張している¹²。

すなわち、21号法を巡っては、主要な論点として以下を挙げることができる。第一に宗教的マイノリティ、とりわけイスラム教徒の信仰や労働の権利の侵害の問題である。第二に普遍的な人権規定との関係の問題である。第三に公的機関におけるカトリックの宗教的文化的遺産の取り扱いの問題である。第四に公立学校の教員が生徒の思想形成に対してもつ影響力の問題である。

以上の論点は、宗教的マイノリティの信仰の自由や労働の権利といった普遍的な個人的権利の擁護と、ケベック州の固有の歴史に根差したライシテ概念の擁護の対立であるといえる。実際、この対立の存在は21号法の中でも明示されている。21号法の前文によれば、21号法の意義は、この対立を調整するもの、すなわち、ケベック・ネイションの集団的権利と個人的権利の均衡を図るものと謳われている。それでは、ここで言われるケベック・ネイションの集団的権利とは何を意味するのであろうか。また、この集団的権利と個人的権利の調整はどのような場でどのような仕方で行われると想定されたのであろうか。このような問題を明らかにすることが本稿の目的である。この目的のために、21号法の制定過程における法案作成者と州議会における公聴会出席者との議論をその議事録に基づいて検討する。本稿の具体的な構成は以下の通りである。次の第2章では、ライシテの法制化までの動きを振り返り、第3章では、21号法の法案段階の条文の具体的内容について考察し、第4章及び第5章において、21号法案を巡る州議会の公聴会における実際の議論を通じて、ケベック・ネイションの集団的権利の意味、及び集団的権利

と個人的権利の調整に関わる諸論点を明らかにする。

2. ケベック州におけるライシテ原理の法制化の背景

ケベック州におけるライシテ化は、1763年のパリ条約にまで遡るが（伊達、2016、p.9）¹³、特に1960年代の「静かな革命」期の教育省の設立（1964年）や2000年代の教育委員会の「脱宗派化（déconfessionnalisation）」¹⁴のように教育の分野で進展してきた。

このように、ライシテ原理を定める立法はなくとも、ケベック社会の事実上のライシテ化は進んでいたが、公立学校におけるキルパン（Kirpan）¹⁵の持ち込みの是非を巡る議論に代表される2000年代半ばの「妥当なる調整（*accommodements raisonnables*）」を巡る論争はケベック州のライシテ原理の明確化が必要とされるきっかけとなった。そうした状況の下、2007年2月、ジャン・シャレ（Jean Charest）ケベック自由党政権の諮問委員会として、ケベック州を代表する社会学者・歴史学者のジェラルド・ブシャール（Gérard Bouchard）と哲学者テイラーが共同委員長を務めた「文化的差異に関する調整の実践を巡る諮問委員会（*La commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles*）」が設置される（この委員会では共同委員長の姓をとり、一般にブシャール＝テイラー委員会と呼称されるため、以下ブシャール＝テイラー委員会とする）。ブシャール＝テイラー委員会は、2007年にその最終報告書『未来を築く — 調和の時（*Fonder l'avenir: Le temps de la conciliation*）」（以下、『ブシャール＝テイラー報告』）の中で、ライシテ原理の法制化の具体的な提案を行った。そこで定式化されたのが「開かれたライシテ（*laïcité ouverte*）」である。『ブシャール＝テイラー報告』によれば、ライシテは、以下の4つの原理を満たす必要がある。①良心及び信教の自由、②宗教的及び道徳的平等に対する個人の権利（個々人の精神的な平等）、③教会と国家の分離、④宗教に対する国家の中立性、である。このうち、「開かれたライシテ」は①と②の原理が③と④の原理よりも優先されるものであるとされる（Bouchard et Taylor, 2008, p.20）。つまり、「開かれたライシテ」は、個人の信条の自由をとりわけ重視しているのである。したがって、『ブシャール＝テイラー報告』でのライシテの原理にしたがえば、公的領域における宗教的シンボルの着用は、国家（州）の中立性を体現する公務員を除いて基本的に許可される。公的領域における宗教的シンボル着用の禁止の対象となるのは、国家（州）の制度を体現するような裁判官、検察

官、ケベック州議会の議長、警察官などに限定されるのである (Bouchard et Taylor, 2008, pp.150-151)。また、以上の観点から、ブシャール=テイラー委員会は、州議会の十字架像の撤去を提案していた。このように、『ブシャール=テイラー報告』は、ケベック州のライシテ原理の法制化に対して、明確なライシテの定義の方向性を示し、具体的な提案を行った点で大きな意義もっていた。

しかしながら、『ブシャール=テイラー報告』により、ライシテ原理の法制化を求める声が高まったものの、その議論の趨勢は、『ブシャール=テイラー報告』が提案した「開かれたライシテ」に沿ったものではなかった。例えば、『ブシャール=テイラー報告』の公表直後に、州議会の議事室に設置されている十字架像は、宗教的シンボルではなく、ケベックの宗教的及び歴史的遺産であるという理由で、州議会はその撤去を拒否したのである。その背景にあるのは、ケベック社会は「静かな革命」後も、ライシテ化が進展したとはいえ、大半の州民がカトリックであることにアイデンティティを抱いているという事実であった (荒木, 2017, p.12)¹⁶。

このように、多数派の宗教的文化的遺産は公的領域において維持しようとする一方で、2013年11月にはケベック党政権は公務員に対して勤務中にイスラム教のヒジャブなどの宗教的シンボルの着用を禁止する60号法案を州議会に上程し、その成立を目指した。2014年にこの60号法案は政権交代による審議未了で廃案となったが、2017年にはケベック自由党政権の下で、公共サービスの提供者と利用者に対して、顔を隠す宗教的シンボル (実質的にはブルカやニカブ) 着用の禁止を定めた62号法が制定された¹⁷。この法律は個人の宗教的自由の侵害であるとしてケベック州上級裁判所に提訴され、その執行が留保されている間の2018年10月に州議会選挙が実施され、フランソワ・ルゴー (François Legault) 率いるCAQが政権を獲得した。CAQは、公約として「ライシテ憲章」の制定を掲げていた。

3. 21号法案と集団的権利と個人的権利の調整

「ライシテ憲章」の制定という公約の実現を担う人物として州選挙後に首相となったルゴーに指名されたのが、移民・多様性・包括性担当大臣 (Ministre de l'Immigration, de la Diversité et de l'Inclusion) のシモン・ジョラン=バレット (Simon Jolin-Barette) であった。ジョラン=バレット大臣は2019年3月28日に21号法案を州議会に提出し、同年5月にはその法案の起草の意図を

次のように述べた。

この法律は、ケベック史上初めて国家（州）のライシテを立法化し、ケベックの人権憲章の中に組み込む（…）国家（州）のライシテ化は、静かな革命とケベックの教育制度の脱宗教化の帰結である。21号法案は、国家（州）と宗教の関係性を定義する、典型的なケベック型のライシテモデルである。ケベックはネイションである。何人も、この現実と我々の未来と我々の社会の方向性を決める基本的権利を否定できない（下線筆者）（CPAP, 7 mai 2019）。

ジョラン＝バレット大臣によれば、21号法案は、ケベック型のライシテを公式化する試みである。その際にまず重要なのは、ケベックはネイションであり、自らに集団的選択の権利が存在するということである。

そして、ケベック・ネイションの集団的選択に基づくライシテという観点は、21号法案の条文の中に明確に書き込まれている。とりわけ、21号法案の前文で、ケベック・ネイションは固有の特徴を保持していることが述べられ、その特徴として、民法、独特な社会的価値観、及び国家（州）のライシテに至る独特な歴史が挙げられている。そして、国家（州）のライシテがケベックの法秩序の中で位置づけられることが重要であるとされる。その国家（州）のライシテは以下のような方法で主張されるとする。

国家（州）のライシテは、ケベック・ネイションの集団的権利と個人の権利及び自由との間の均衡を保障するように主張されねばならない（Projet de loi 21, préambule）

この集団的権利と個人的権利の均衡という原理的な主張は、起草者であるジョラン＝バレット大臣の強調するところであり、彼は州議会においても以下のように発言している。

この国家（州）と宗教の関係性を定義する上で、ケベック未来連合政権は、集団的権利 (les droits collectifs) と個人的権利 (les droits individuels) の間の正しき均衡 (juste équilibre) を見出したと主張する。これまでの州政権は、ライシテの国家（州）を形成しようとするケベック人の意思を無視してきた（下線筆者）（CPAP, 7 mai 2019）。

以上のような前文に続き、以下では21号法案の主要な条文を検討したい。21号法案の第1条では、「ケベック国家(州)はライシテを原理とする(L'État du Québec est laïque)」と記され(Projet de loi 21, art.1)、ケベック州のライシテ原理の法制化が表明されている。21号法案の第2条では、上記のケベック州のライシテ化は次の4つの原理に基づくこととされる。それは、(1) 国家(州)と宗教の分離、(2) 国家(州)の宗教的中立性、(3) 全ての市民の平等性、(4) 良心と宗教の自由、である(Projet de loi 21, art.2)。

また、21号法案の第6条では、この法律は、別表2に列挙される、州議会議長・副議長、検察官、警察官、法律家、公立学校の校長、副校長、教師といった職に従事するものは勤務中に宗教的シンボルを着用しないことを規定する(Projet de loi 21, art.6)。ただし、この規定には違反に対する罰則規定は存在していない。さらに、健康と障害のために着用する場合も着用禁止の対象とされない。また、この規定の適用は公立学校の教師に限定されており、私立学校は対象とされない。

次に、21号法案の第16条には、ケベック州の宗教的文化的遺産の維持という点で注目すべき以下のような規定がある。

この法律は、ケベックの歴史を証言する、ケベックの文化的遺産の象徴的ないし地名的要素、とりわけその宗教的文化的遺産に影響を与えるように解釈されてはならない(Projet de loi 21, art.16)

宗教的文化的遺産の維持という論点は、これまで、主として州議会の十字架像撤去を巡る問題として議論されてきた(荒木、2017)。勤務中の公務員に対して目立つ宗教的シンボルの着用を禁じる60号法案を巡る論争においても、州政府は、ライシテに基づいて国家(州)の中立性を主張するにもかかわらず、ケベック州の多数派の宗教的文化を文化的遺産という観点から保護しようとしてきた。実際に、CAQも2018年の州議会選挙の公約時には州議会の議事室からの十字架像の撤去は行わないとしていた¹⁸。しかし、CAQ政権はこの21号法案の動議と同日(3月28日)、州議会の議事室からの十字架像の撤去を決定し、7月9日に撤去を実施している。ただし、この点については、CAQ政権が国家(州)の中立性の維持のために公的領域から宗教的文化的遺産を取り除く方向性に転換したかどうかには、一定の留保が必要である。なぜなら、CAQ政権による州議会からの十字架像の撤去と21号法案

の第16条の条文との整合性が問われるからである。というのは、21号法案の第16条は21号法の制定の際に条文の追加があり、21号法では条文の内容が変更された上で第17条として規定されたが¹⁹、21号法の第17条でも、州議会、州政府、州裁判所などの建物内における宗教的シンボルが維持されるように規定されているからである²⁰。また、実際ジョラン＝バレット大臣が、十字架像を撤去する動議を可決した際に「十字架像は重要なものと考えますが、実際の配置される場所を考えるならば妥協が必要である」と述べているように²¹、あくまでも、21号法案可決のための「妥協」として、CAQ政権は十字架像を議事室から移動させたと理解するべきだろう。

さらに、21号法案は、個人的権利の保護を定めたケベック人権憲章の改定とカナダ人権憲章からの適用除外を定めている。まず、ケベック人権憲章の改定については、21号法案の第17条においてケベック人権憲章の前文の第3行に「ケベック・ネイションは国家（州）のライシテを根本的に重要なものとみなす」という条文の挿入が規定された（*Projet de loi 21, art.17*）。また、21号法案の第18条ではケベック人権憲章の第9.1条の第1節の文章の修正が要求される。具体的には、第9.1条の第1節の「基本的な自由と権利を行使するにあたって、人は民主主義的な価値、公共の秩序、ケベック市民の一般的な福祉に配慮しなければならない。これに関して、自由と権利の範囲、およびその行使の制限は法によって定められる」という条文内の「民主主義的な価値」の語句の後に「国家（州）のライシテ」という語が挿入されるよう規定されている（*Projet de loi 21, art 18*）。この語の挿入によって、ケベック人権憲章は21号案で定めるケベックのライシテ原理に基づいて解釈されることになる。

そして、カナダの人権憲章からの適用除外については、21号法案の第30条が「本法と本法によるケベック人権憲章の改定は、カナダ1982年憲法の適用除外条項を要求する」と定めている（*Projet de loi 21, art 30*）。この条文についての起草者の意図は、ジョラン＝バレット大臣による以下の発言から窺うことができる。

社会における国家（州）と宗教の関係性は、ケベック・ネイションから選出された者によって、ケベック州議会で、定義されなければならない（CPAP, 8 mai 2019）

つまり、国家（州）のライシテのような、根本的な社会のあり方の選択を決定する場合は、人権憲章を解釈する裁判所ではなく州議会であるとの見解が表明されている。これは、議会主権の原理であり、21号法案の前文にも「議会主権の原理により、ケベックにおいて国家（州）と宗教の関係をどのような原理や方法に基づいて形成するかを決定する責務を担うのはケベックの州議会である」と定められている（*Projet de loi 21, préambule*）。この点は、1982年憲法を巡るカナダ連邦政府とケベック州政府間の憲法闘争²²におけるカナダ人権憲章の制定を巡る論争の時点でも、当時のケベック州首相ルネ・レヴェック（René Lévesque）によっても主張されていた考え方である（荒木、2015、pp.132-133）²³。

しかし、この点については、21号法案に反対の立場をとっていたケベック大学モントリオール校のドミニク・レデ（Dominique Leydet）によってなされた問題提起が重要である。レデは、ケベック・ネイションの集団的権利を州議会の判断と同一視するジョラン＝バレット大臣の見解を次のように批判している。すなわち、州議会での討論にかけられる時間や質の点で十分でなければ、州議会での決定は、少数派の意見を侵害する決定につながる危険性があるというのである（Leydet, 2020, pp.165-168）

4. 集団的権利と個人的権利の均衡に対するテイラー及びブシャールの見解

集団的権利と個人的権利の均衡を具体化する場の問題以外にも、権利の調整の範囲について州議会の公聴会でより立ち入った議論が展開されている。その点を検討するために、本章と次章では、公聴会における知識人や諸団体の議論を検討したい。

21号法案に関する公聴会は、2019年5月7日から5月16日まで開催され、野党からの推薦をも考慮して州政府によって選出された35の団体及び個人が州議会に招聘されている。初日の7日にはブシャール＝テイラー委員会の共同委員長であるテイラーのほか、ケベック人権及び青少年の権利委員会（*Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse*、以下、人権憲章委員会）²⁴、ケベック人のネイション運動（*Mouvement national des Québécoises et Québécois*、以下、MNQ）²⁵などの団体が、8日には、ブシャール＝テイラー委員会のもう一人の共同委員長であるブシャールが、さらに14日には社会学者のロッシュェらが招聘されている。これらの招聘者のうち、本章では、ブシャール＝テイラー委員会の委員長を務めたテイラーとブシャール

ルの発言を取り上げたい。というのは、後にジョラン＝バレット大臣が公聴会の中で述べるように、21号法案の提案は、『ブシャル＝テイラー報告』の提言から示唆を受けたとされるからである。

まず、5月7日に公聴会に招聘されたテイラーの見解から検討したい。公聴会での発言の冒頭、テイラーは自分の見解の核心として、自らのライシテ観を以下のように述べる。

ライシテの問題は、その用語が二つの異なる意味をもっていることから生じるものである。すなわち、異なる目的をもつ二つのライシテの体系がある。一つは反宗教性であることが、ライシテとみなされる体系である。それは、宗教の中に問題性を見出し、宗教を制限する。もう一つのライシテは、憲章に基づくライシテであり、いわば、自由の憲章から生じるライシテである。その原理とは、国家は中立であり、個人は選択の自由をもっている。(…) 後者のライシテは、宗教間の関係も、思想間の関係も、宗教と非宗教間の関係も、絶対的に中立的な方法で取り扱う。他方、前者のライシテは宗教を制限しようとし、21号法案のように常に問題を提起する。特定の宗教を実践する人が特定の職業に就くことができなくなる。これは差別である (CPAP, 7 mai 2019)。

以上のテイラーの発言から明らかなように、テイラーの基本的なライシテ観は、国家が個人の信仰のあり方を制限するものではなく、(無信仰を含む) 個人の信仰を国家が中立的な立場で尊重するというものである。

それでは、ケベック・ネイションの集団的権利に対する個人の宗教的信仰の権利の調整については、どのような議論が行われたのであろうか。以下、ケベック・ネイションの集団的権利に対する個人の宗教的信仰の権利の調整に関するテイラーとジョラン＝バレット大臣の公聴会における討論を紹介する。ジョラン＝バレット大臣は、2017年にケベック自由党政権下で制定された公共サービスの提供者と利用者に対して顔を覆う宗教的シンボルの着用を禁じる62号法に対するテイラーの見解を問い質している。この質問に対してテイラーは、62号法は、ブルカやニカブの着用について本人確認や公共の安全の観点から制限を課したものであり、このような場合は、権利はまさに制限されうると述べる。いかなる権利も完全に無制限であるわけではないが、21号法案では、イスラム女性のヒジャブの着用の権利を制限する正当な理由は見当たらないと述べている (CPAP, 7 mai 2019)。

このテイラーの発言に対し、ジョラン＝バレット大臣は21号法案で個人の権利に対して制限を課す際の指標としたのは、『ブシャール＝テイラー報告』における提言に基づくものであると主張する。すなわち、国家の公的な権威のある地位にある者、例えば、州議会議長や裁判官、警察官、看守などは宗教的シンボルの着用を禁じるべきという提言にしたがったものであるとする。この発言に対してテイラーは、21号法案は公立学校の教師を宗教的シンボル着用の禁止の対象に含んでいるために『ブシャール＝テイラー報告』の理念から外れていると反論している²⁶ (CPAP, 7 mai 2019)。

以上の公聴会でのテイラーとジョラン＝バレット大臣の間の議論から見えてくるのは、テイラーの、基本的に個人の信仰の自由を保障するライシテ観である。他方で、ジョラン＝バレット大臣の見解から見えてくるのは、ケベック・ネイションの集団的権利を保障するために、個人の宗教に対していかなる基準でどこまで権利の制限を行うことが可能かという、宗教についての具体的な調整へのこだわりであった。これについては、テイラーは治安や安全性という点を権利制限が合理化される事例として挙げているが、基本的には制限は最小限であるべきととらえている。

次に、この宗教に関わる集団的権利と個人的権利の調整について、5月8日の公聴会に招聘されたブシャールの見解を検討してみたい。ブシャールの見解はおおよそ次のようである。すなわち、高次の理由があれば、個人的権利は制限されうるとする²⁷。そして、その高次の理由に相当する事例として、①職務の安全（手術中の看護師の宗教的シンボルの着用の制限）②フランス語を話すケベック社会の将来²⁸などを挙げる。その上で、ブシャールは21号法案における個人的権利の制限にはそのような高次の理由はないと主張する。さらに21号法案が宗教的シンボル着用禁止の対象者に、公立学校の教師や弁護士、検察官、裁判所書記官などを加えることは、国家（州）の制度を体現する者の範囲を拡大し、彼らの宗教的自由に制限を加えていると批判する (CPAP, 7 mai 2019)。以上がブシャールの主張の要点である。

公立学校の教師にまで宗教的シンボル着用の禁止を拡大する点は21号法案における一つの重要な論点となっているが、教育の現場において、教師という職業が生徒の思想形成に対してもつ影響力の側面は軽視できないという主張もこの公聴会で展開された。ジョラン＝バレット大臣は、上述のブシャールとの公聴会における議論の中で、パラン委員会の委員を務めた社会学者ロッシュェによる生徒の思想形成に対する教師の影響力についての言説を紹介

し、教師の影響力の問題を力説している。ロッシェは、2013年の論文の中で、生徒の思想形成に対する教師の影響力の問題について述べていた (Rocher, 2013, pp. 31-40)。以上のジョラン＝バレット大臣の主張に対して、ブシャールは公聴会で生徒の思想形成に対する教師の影響力については何の科学的証明もないと反論している (CPAP, 7 mai 2019)。

しかし、教師の影響力については、ロッシェ自身が5月14日の州議会の公聴会に出席し、5月8日のブシャールの発言に対して反論している。ロッシェによれば、生徒の思想形成に対する教師の影響力について科学的証明が存在しないとするブシャールの主張に対して、そもそも納得できる結論を得られるような科学的証明を行うことは不可能であるとした上で、教師のもつ影響力の問題は、健康や環境問題で依拠されるような予防原則 (principe de précaution) に基づくべきとする²⁹。つまり、不確実な状況においては、生徒やその両親を保護する必要があると主張している。そして、ロッシェは彼の60年間の教師経験を述べた上で、教師による宗教的シンボルの着用が、影響を受けやすい年代の生徒にいかなる影響も与えないとは信じることができないと述べる。さらに、ロッシェは、教師に宗教的シンボルの着用を許可することは、ケベック州の公立教育や公的制度において「静かな再宗派化 (reconfessionnalisation tranquille)」に至る危険な呼び水となるだろうと警鐘を鳴らしている (CPAP, 14 mai 2019)。

5. 集団的権利と個人的権利の均衡に対する「ケベック人権及び青少年の権利委員会」及び「ケベック人のネイション運動」の見解

本章では公聴会における人権憲章委員会とMNQの言説を検討したい。その理由としては、前者は特に個人の基本的権利を擁護する団体であり、後者はケベック・ネイションの集団的権利を主として代弁する団体であるため、21号法案に対して個人の権利保護の側面とケベック・ネイションの集団的権利の側面とからいかなる議論が展開されたのかを考察するのに適していると考えられるからである。まず、人権憲章委員会の議長のフィリップ＝アンドレ・テシエ (Philippe-André Tessier) が5月7日の公聴会で述べた意見から検討する。

テシエは、ケベックのライシテ原理の法制化自体には賛成する。テシエによれば、人権憲章委員会は、21号法案が定める国家 (州) のライシテ化や四

つのライシテ原理のうち、三つの原理については賛成している。しかし、人権憲章委員会にとって、ライシテ原理を定める法律が目的とすべきは、個人的権利と自由の保護である。それゆえ、テシエは、21号法案の宗教的シンボルの着用禁止について反対を表明する。宗教的シンボル着用の禁止は、ライシテの原理のうちの第三の原理である宗教の自由（宗教的シンボル着用を含む）に違反しており、それは、平等の権利、とりわけ雇用の平等の権利を侵害する恐れがあるとする。さらに、ケベック人権憲章の改定やカナダ人権憲章からの適用除外についても懸念を表明する（CPAP, 7 mai 2019）。

以上の立場にたつ人権憲章委員会は、この公聴会での議論のために州議会に提出した意見書の中で、ケベックの宗教的文化的遺産の維持に関わる21号法案の第16条の削除を要求していた。21号法案の第16条は、ケベックの宗教的文化的遺産の保護という隠れ蓑の下で、特定の宗教に特別な保護を与えることになると人権憲章委員会は批判した（CDPDJ, 2019）。

このように人権憲章委員会はライシテにおいて個人的権利の優越性を主張する。それでは、集団の権利と個人的権利の均衡について、ケベックのナショナリズム団体は公聴会においてどのような発言を行っていたであろうか。以下、ケベックの主要なナショナリズム団体であるMNQの代表者エティエンヌ＝アレクシ・ブーシェ（Etienne-Alexis Boucher）による5月7日の公聴会での見解を紹介する。ブーシェは、21号法案に賛同した上で、権利の制限の問題について以下のように述べている。

この法案は、宗教の自由のような個人の権利と自由を制限するものではなく、むしろ、この法案は同じ個人の権利と自由、例えば良心の自由を保障するものであると我々は確信している。確かに、宗教的実践に対して最小限しか制限を課さないことが、他者の自由や権利を侵害しないことであると考えている人もいる。しかし、これについては個人がその選択に基づく宗教を信仰することが妨げられたり、信仰の実践や慣習を私的領域だけでなく公的領域においてまで強調したりすることが許されるのは明らかに問題であるが、21号法案で提示されている何らかの権利の制限は公共サービスの提供における参照基準の欠如を埋めようとするものである。この点に関して、国家（州）の中立性の原理は、必然的にその国家（州）を代表する個人によって体现されなければならないとケベック人のネイション運動は考えている（下線筆者）（CPAP, 7mai 2019）。

このように、MNQ は、21 号法案の試みはライシテにおいて権利の制限の基準を作るものであり、ライシテが国家（州）の中立性を保障するものであるなら、教師や警察官の地位にある者の宗教的シンボル着用の制限は当然であり、さらに州の公務員全体にまで宗教的シンボルの着用禁止の対象を拡大すべきであるとしている。

以上の検討からは、テイラーやブシャール及び人権憲章委員会と MNQ の間には、国家（州）の中立性を実現するための具体的な権利の制限の基準についての見解のずれが存在していることが明らかとなる。テイラーらにおいては、個人の宗教的シンボル着用を許可しても国家（州）の中立性を実現できるとし、従って、国家（州）を体現する公務員の宗教的シンボルの着用への制限は最小限であるべきとする。他方で、MNQ は、国家（州）の中立性の維持のために、公的領域から宗教的なものを取り除くことが必要であるとし、国家（州）を体現する公務員の宗教的シンボル着用禁止の対象を拡大しようとする。この論点に関して、公立学校の教師が生徒の思想形成に対して及ぼす影響力についての見解のずれも大きな問題であったことが明らかになった。

6. 結びに代えて

本稿における 21 号法案に関する公聴会での議論の検討から明らかになったのは次の点である。中心的な問題は、ライシテの原理を法制化するに際して、少数派の信仰の自由への配慮とケベック・ネイションの集団的権利とを調整する際に生じる問題であった。ここには、いくつかの問題群が存在している。第一に、ケベック・ネイションの集団的権利とは何かという問題である。従来、ケベックにおける集団的権利として、第一に取り上げられてきたのは、フランス語の使用における、ケベック人の言語としてのフランス語の公用語化を巡る集団的権利の理解であった³⁰。しかし、本稿が検討した公聴会における国家（州）のライシテについての議論の中では、宗教に関わる集団的権利の問題が浮上していることを確認することができる。そして、近年のケベック州におけるこの集団的権利理解の展開に注目したのが、シェルブルック大学のダヴィッド・クサンス（David Koussens）である。

クサンスによる 21 号法の評価は以下のものである。21 号法は、ケベックの多数派の固有の歴史に基づいて定義された独特の集団的権利としてのライ

シテ原理に基づくものであって、個人の良心と信仰の自由の権利保障に重点をおくライシテとは相違したものであり、むしろこの法は個人の良心と信仰の自由の権利の制限を志向している。21号法は、いわば「ナショナリスト的世俗主義 (nationalist secularism)」と呼ばれる立場に基づく法律であり、世俗主義の再定義と理解されるべきものである。すなわち、ライシテがケベック社会の固有の歴史的発展に基づく政治的原理として再定義される。さらに、この近年のライシテの再定義の傾向は、ケベック州だけでなく、2000年代以降、公的領域における宗教の可視性を巡る議論が高まる多くの自由民主主義国にみられる潮流である (Koussens, 2020b, pp.25-29)。

クサンスのこの指摘を踏まえて、宗教に関わるネイションの集団的権利の意義を理解するためには、近年、イタリアの公立小学校内における十字架像の是非を巡って争われた「イタリア共和国政府対 Lautsi 氏事件 (Lautsi and Others v. Italy) ³¹」に対するヨーロッパ人権裁判所の判決が示唆に富む。ヨーロッパ人権裁判所は、この事件に関して、公的領域における宗教的シンボルの問題に関して、イタリアの固有の歴史を背景にして ³²、公立小学校内の十字架像の維持を許可する判決を下した (荒木、2017、pp.11-12) ³³。このような当該社会の固有の歴史に基づき、まさに宗教を個人的な信仰の問題だけでなく、社会の集団的信仰の問題としてとらえる可能性について検討することが重要となるだろう。

第二に、ケベック・ネイションの集団的権利と個人的権利の調整について、テイラーやブシャールの公聴会における発言から、個人的権利が制約される条件は、その制限が正当化される根拠が存在する場合のみであるとされた。ブシャールはそれを高次の理由と表現していた。しかし、根本的な問題としては、MNQが公聴会において指摘したように、その調整の具体的な基準とそれへの社会的同意が明確になっていないことである。また、集団的権利と個人的権利の調整の対象 (権利制限の具体的な対象) に対しても問題がある。21号法案は公立学校の教師をも宗教的シンボル着用の禁止の対象とするが、この点については、社会学者ロッシェが指摘したように公立教育の現場における教員の生徒の思想形成に対する影響力の有無の問題が横たわっている。

第三には、集団的権利と個人的権利の調整の場についての問題である。調整の場が、カナダ人権憲章とそれを解釈するカナダ連邦の最高裁判所判決に依拠するカナダという場であるか、ケベック州議会を中心としたケベック州という場であるかという点である。ジョラン＝バレット大臣は、調整の場と

して、カナダではなく、ケベック・ネイションの集団的権利や州議会の議決を優先し、それをケベック・ナショナリズムの観点から正当化する。しかしながら、この点については、州議会の決定といっても、州議会において少数派の意見を十分に反映するように議論が尽くされなければ、その決定は十分な正当性を持ちえない。

以上のような諸点を踏まえた上で、ケベック州民の大半が受け入れ可能な集団的権利と個人的権利を調整したライシテとは何かについてさらなる検討が必要になる。この点についての検討は別稿に譲りたい。

(あらき たかひと 広島大学)

注

- 1 「ライシテ (laïcité)」は、日本語では「政教分離」「世俗主義」と訳されることが多い。しかし、「ライシテ」を「国教を立てることを禁じ、いっさいの既成宗教から独立した国家により、複数の宗教間の平等ならびに宗教の自由を保障する、宗教共存の原理またはその制度」というボベロ (2009, p.9) の定義にしたがえば、「政教分離」や「世俗主義」と訳出すると、その意味が限定されてしまう。そこで本稿では「ライシテ」とカナ表記する。なお、本稿全体を通じて、英語系の団体以外の名称は原則フランス語表記とする。
- 2 正式名称は、「ライシテ及び国家の中立性ならびに男女間の平等という価値を確認し、調整の要求を枠づけるための憲章」である。この法案は、ケベック人権憲章にライシテの原理の文言を挿入することと、公務員が、その職務の行使において、あからさまに (ostensiblement) 自らの宗教的帰属を示すような被り物、衣服、アクセサリ、その他の装飾品のような物を着用することを禁じる」ものであった。60号法案を巡る論争の詳細は、飯笹 (2014) を参照。
- 3 正式名称は、「州の宗教的中立の尊重を促進し、特定の組織における宗教上の調整要求に枠をはめることを特に目的とする法律」である。この法律の第10条では、公共サービスの提供者と利用者に対して顔を隠す宗教的シンボルの着用を禁止することを定めている。それゆえ、この法律では全身を覆うブルカ (burka) や目以外の顔や髪、首を隠すニカブ (niqab) といったイスラム教の宗教的シンボルの着用が実質的に禁止されることになる。62号法案を巡る論争の詳細については、丹羽 (2019, p.89) を参照。
- 4 L'État は通常ならば「国家」と訳すべき語であるが、ケベック州はカナダ憲法上、カナダ連邦の構成単位である州であり、独立国家ではない。しかし、ケ

ベックにはカナダの州であるという意識と同時にカナダ内の国家であるという意識も存在する (ブシャール、2016、p.5)。「静かな革命」以来、ケベック州政府は公式文書の中でこの L'État du Québec の呼称を使用してきた。ケベック州政府による L'État du Québec の呼称の意味については、2000年にケベック党政権下で制定されたケベック州の分離の権利を規定した99号法 (Loi sur l'exercice des droits fondamentaux et des prérogatives du peuple québécois et de l'État du Québec) のカナダ憲法上の合憲性を巡って争われた Henderson c. Procureure générale du Québec 事件でのケベック州控訴裁判所 (Cour d'appel du Québec) 判決における裁判官の見解が興味深い。ケベック州控訴裁判所裁判官の見解では、ケベック州政府による L'État du Québec の呼称は、ケベック州内の内的主権性のことを意味し、残りのカナダから独立した国家であることを意味しているわけではないとし、この呼称はカナダ憲法上違憲ではないとしている。また、本来の L'État の意味も「国家」と「州」の両方があり、ケベック州控訴裁判所判決が L'État の呼称を合憲としたように、語の多義性がカナダ内において異なる解釈の余地を生み出しているともいえる。以上の点を踏まえると、「(独立) 国家」ないし「州」とだけで訳出してしまうと意味が限定されてしまうために、本稿では、ケベック州を他の国家と対等な一つの国家とみなした理論的な議論がなされる箇所を除き、L'État を「国家 (州)」と訳出することにする。2018年の Henderson c. Procureure générale du Québec (18 avril, 2018) 事件判決の判例については次の URL から閲覧可能。 <https://www.sqrc.gouv.qc.ca/affaires-intergouvernementales/institutions-constitution/dossiers-judiciaires/documents/loi-99-cour-appel-2007-rjq-2174.pdf>。(最終閲覧日：2022年3月29日)

- 5 原文は、L'État du Québec est laïque であり、laïcité の形容詞 laïque を、「ライシテ原理に基づく」と訳出した。
- 6 カナダ人権憲章第33条によれば、連邦議会及び州議会はカナダ人権憲章の一部規定の不適用を宣言できる。ただし、この規定による不適用の宣言は5年間に限られ、5年間の延長も1回限り可能である (松井、2012、p.163)。
- 7 ヒジャブとは、髪の毛と首を覆うイスラムの女性が着用する宗教的シンボルである。
- 8 “Charles Taylor calls CAQ’s religious symbols bill ‘clear discrimination’”, *Montreal Gazette*, 3 April 2019, <https://montrealgazette.com/news/local-news/charles-taylor-calls-caqs-religious-symbols-bill-clear-discrimination> (最終閲覧日：2022年1月11日)
- 9 “Quebec court upholds most of province’s secularism law, exempts English school boards”, *National Post*, 20 April, 2021, <https://www.thestar.com/politics/2021/04/20/quebec-judge-to-rule-today-on-challenge-to-quebecs-secularism-law-known-as-bill-21>.

html (最終閲覧日：2022年1月13日)

- 10 Michellie Labelle et Daniel Turp, “Projet de loi 21:une avancée tangible dans la laïcization progressive de l’État”, *Le Devoir*, 11 avril, 2019, <https://www.ledevoir.com/opinion/idees/551886/projet-de-loi-sur-la-laicite-une-avancee-tangible> (最終閲覧日：2022年4月10日)
- 11 正式名称は、「ケベック州における教育についての調査委員会」である。委員長をラヴァル大学副学長のアルフォンス＝マリー・パラン (Alphonse-Marie Parent) が務めたため、通称パラン委員会と呼称される。パラン委員会は、1960年から1966年までの間に3部の報告書を提出し、多くの提言を行った。特に教育の脱宗教化に関わる点では、州教育省を設置し、従来はカトリック教育委員会とプロテスタント教育委員会が保持していた教育行政権を州教育省に移管させることで、中央教育行政の脱宗教化を図るなどの提言がある。パラン委員会の意義については、小林 (1994, pp.75-98) を参照。
- 12 Guy Rocher, “Guy Rocher appréhende une reconfectionnalisation de l’école publique”, *Le Devoir*, 14 mai 2019. <https://www.ledevoir.com/politique/quebec/554337/projet-de-loi-21-guy-rocher-apprehende-une-reconfectionnalisation-de-l-ecole-publique> (最終閲覧日：2022年3月29日)
- 13 1763年のパリ条約では、ケベックのカトリック住民に宗教の自由が保障された (伊達、2016, p.9)。
- 14 従来、カトリック教育委員会とプロテスタント教育委員会として宗派別に分かれていたケベック州の教育委員会は1997年にフランス語学校教育委員会と英語学校教育委員会へと言語別に再編成された。2000年には、教育の「脱宗派化 (déconfessionnalisation)」が定められ、従来のカトリック、プロテスタント両教育委員会にて実施されていた「道徳・宗教教育」という科目は、段階的に必修科目としての「倫理・宗教文化」に切り替えられた (伊達、2011, p.244)。
- 15 キルパンとは、正統派のシク教徒の男性が携帯する護身用の短剣のことである。モンリオールの公立小学校においてシク教徒のMULTAニ少年がキルパンを校内に持ち込んだことを巡って、2006年にカナダ連邦最高裁判所は他の生徒の安全に配慮するという条件で公立学校へのキルパンの持ち込みを許可する判決を下した。このいわゆるMULTAニ判決は、ケベック社会において公的空間における宗教的シンボルのあり方が議論される大きなきっかけになった (Koussens, 2020b, p.20)。
- 16 伊達によれば、「静かな革命」後に、ケベック州では教会出席率が低下するなど、宗教的実践の面では脱制度化の様子がみられるが、一方でカトリック的な諸要素が教会の外に持ち出され、「文化的カトリック」として再構成され、ケ

- ベック人のアイデンティティ構築の一角を担っている面があるという（伊達、2011、p.247）。
- 17 ただし、62号法は、公共的安全の観点から全身を覆うブルカや目以外の顔や髪、首を隠すニカブの着用を禁止するものであり、ライシテの観点からそれらを禁止するものではなかった。
- 18 “Crucifix will stay in Quebec’s National Assembly, CAQ says,” *Montreal Gazette*, 9 October, 2019, <https://montrealgazette.com/news/quebec/crucifix-will-stay-in-quebecs-national-assembly-caq-says>（最終閲覧日：2022年1月11日）
- 19 21号法案が州議会における議論を経て、最終的に21号法として可決される際に条文が追加された結果、21号法案と21号法では条文数が異なり（全体で21号法案は32条で構成されるが、21号法は35条で構成される）、条文の内容と番号にずれがある。例えば、21号法案の16条は21号法では17条、21号法案の17条は21号法では18条、21号法案の18条は21号法では19条となっている。
- 20 21号法の17条は次のようである。「第1条から第3条は、第3条に言及される機関（筆者注：州議会、公的機関、裁判所）が不動産あるいは不動産を要求する動産を撤去あるいは変更するように解釈されてはならない。しかしながら、その機関は自らの判断でそのような不動産あるいは動産を撤去あるいは変更することができる。これらの条文は地名、あるいは第3条に言及される機関によって使用される名称に影響を与えるように解釈されてはならない」（Loi 21, art.17）。
- 21 “La CAQ retirera le crucifix du salon bleu” *Le Devoir*, 29 mars 2019 <https://www.ledevoir.com/politique/quebec/550871/la-caq-ouverte-a-retirer-le-crucifix-du-salon-bleu>（最終閲覧日：2022年3月29日）
- 22 イギリスからの憲法移管に伴う1982年憲法の制定を巡るカナダ連邦政府とケベック州政府の間の一連の政治的対立のことを意味する。1982年憲法制定を巡る政治的対立の詳細については荒木（2015）を参照。
- 23 レヴェックはカナダ人権憲章の導入は、州議会の議会主権を否定し、人権憲章を解釈する「裁判官の統治」をもたらすことになるとし、カナダ人権憲章の導入に反対した。
- 24 ケベック人権及び青少年の権利委員会とは、その設立は1975年のケベック人権憲章制定時に遡る。この委員会は、州の立法がケベック人権憲章に即して行われるように州議会に意見を述べる役割をもっている（荒木、2015、pp.112-119）。
- 25 ケベック人のネイション運動は、ケベック州の最大規模のナショナリズム団

体であるサン・ジャン・バティスト協会 (Société Saint-Jean-Baptiste) を含む 14 団体からなる。

- 26 さらに、テイラーは公的な権威ある地位にある者への制限を行うこと自体にも現在では反対であると主張する。テイラーは『ブシャール=テイラー報告書』の作成の際にその制限を設けた時は、その制限が一層の権利の制限を要求する人々をなだめる防波堤になるものと考えたが、ここ数年のケベック党の 60 号法案の際の議論にみられるように、むしろ権威ある地位にある者に対する制限が、一層の制限を要求する人々に対してさらなる要求を拡大するための踏み台として利用されたことに強い懸念を抱いているとする (CPAP, mai 7, 2019)。
- 27 高次の理由とは、ここでは、宗教的信仰のような基本的な権利の制限を正当化しうるに足る次元の理由といった意味である。ブシャールは、自らの著書 (Bouchard, 2012, pp.207-209) の中でもこの高次の理由について述べている。
- 28 101 号法「フランス語憲章」は、1977 年にケベック党政権下で制定された州の言語法であり、ケベック州の公用語をフランス語と規定し、行政、立法、教育、企業の言語をフランス語と規定した。101 号法では、基本的には公立学校における教育はフランス語でなされることになっており、英語系学校に子供を通わせることを希望する両親の学校選択権が制限される。
- 29 予防原則とは、地球環境対策の文脈において生じた考え方であり、人の健康や環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす恐れがある場合、科学的に因果関係が十分に証明されない状況でも規制処置を可能にする考え方である。1992 年の国連環境開発会議での「環境と開発に関するリオ宣言」の原則 15 に取り入れられた (蟹江、2004、p.81)。
- 30 集団的権利としてのフランス語の使用権を巡る議論については、荒木 (2011) を参照。
- 31 Judgement of European Court of Human Rights, *Lautsi and others v. Italy* Application no.30814/06, strasbourg (18 March 2011).
- 32 イタリアは、1984 年までカトリックを国教として憲法で規定していたが、1984 年の政教協約以降、ライシテ (laicità) を憲法の最高原理の一つとしている。しかし、現在でも、カトリックは国家体制上、種々の「特権」を有する宗教である (田近、2006、pp.69-73)。
- 33 この事件は、カトリック教徒ではないが、イタリア国籍をもつ 2 人の子供を通わせる Soile Lautsi 氏が、公立学校の教室の壁に十字架像が架けられていることはヨーロッパ人権条約の第一議定書第 2 条 (教育についての権利) に違反するとして、イタリア裁判所、ヨーロッパ人権裁判所小法廷、及びヨーロッパ人権裁判所大法廷で争われたものである。2002 年以降訴訟が提起され、最終的な

判決は、2011年3月18日に、ヨーロッパ人権裁判所大法廷において17名の裁判官のうち、賛成15人対反対2人で、イタリア政府の対応はヨーロッパ人権条約第一議定書第2条違反ではなく、公立学校での十字架像は維持されうると結論付けた(荒木、2017、p.11)。

参考文献

荒木隆人(2011)「ケベック言語法を巡る政治闘争—集団の権利と個人の権利の相克—」『ケベック研究』第3号、43～63頁。

一。(2015)『カナダ連邦政治とケベック政治闘争—憲法闘争を巡る政治過程—』法律文化社。

一。(2017)「ライシテと『ケベック価値憲章』に関する考察—歴史的文化的遺産と宗教的シンボルを巡る論争を通じて—」『カナダ研究年報』第37号、1～18頁。

BOUCHARD, Gérard et Charles TAYLOR (2008) *Fonder l'avenir: Le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec. (ブシャール、ジェラルド/テイラー、チャールズ編、竹中豊・飯笹佐代子・矢頭典枝訳『多文化社会ケベックの挑戦—文化的差異に関する調和の実践—ブシャール=テイラー報告—』明石書店、2011年)。

BOUCHARD, Gérard (2012) *Interculturalisme: Un point de vue québécois*, Boréal.

(ブシャール、ジェラルド著、丹羽卓監訳『間文化主義—多文化共生の新しい可能性—』彩流社、2016年)

ボベロ、ジャン著、三浦信孝・伊達聖伸訳(2009)『フランスにおける脱宗教性の歴史』白水社。

CELIS, Leila, Dia DABBY, Dominique LEYDET et Vincent ROMANI (dir.) (2020) *Modération ou extrémisme ? Regards critiques sur la loi 21*, Presses de l'Université Laval.

Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse[CDPDJ](2019), mémoire à la commission des institutions de l'assemblée nationale, mai 2019, <https://www.cdpdj.qc.ca/fr/publications/macmoire-a-la-commission-des-38> (最終閲覧日: 2022年5月9日)。

Consultations particulières et auditions publiques sur le projet de loi n°21[CPAP](2019) Loi sur la laïcité de l'État, *Journal des débats de la Commission des institutions*, 42e législature, 1re session, 2019, Vol.45, No33.

伊達聖伸(2011)「宗教を伝達する学校—ケベックのライシテと道徳・倫理・文化・スピリチュアリティ—」『宗教研究』第85巻2輯、243～268頁。

一。(2016)「ケベックにおける間文化主義的なライシテ—その誕生と試練(上)—」

- 『思想』第1110号、6～28頁。
- 飯笹佐代子（2014）「ケベック価値憲章をめぐる論争」『ケベック研究』第6号、30～50頁。
- 蟹江憲史（2004）『環境政治学入門』丸善。
- 小林順子（1994）『ケベック州の教育』東信堂。
- KOUSSENS, David (2020a) « Une laïcité moindre », dans Leila CELIS, Dia DABBY, Dominique LEYDET et Vincent ROMANI (dir.) *Modération ou extrémisme ? Regards critiques sur la loi 21*, Presses de l'Université Laval, pp.83-95.
- (2020b) « Nationalistic Secularism and the Critique of Canadian Multiculturalism in Quebec », dans Ramona MIELUSEIL et Simona Emilia PRUTEANU (dir.) *Citizenship and Belonging in France and North America*, Palgrave Macmillan, pp.17-32.
- LAMPRON, Louis-Philippe (2020) « Les risques de la loi sur la laïcité », dans Leila CELIS, Dia DABBY, Dominique LEYDET et Vincent ROMANI (dir.) *Modération ou extrémisme ? Regards critiques sur la loi 21*, Presses de l'Université Laval, pp.211-226.
- LEYDET, Dominique (2020) « La loi 21, les droits fondamentaux et la démocratie parlementaire », dans Leila CELIS, Dia DABBY, Dominique LEYDET et Vincent ROMANI (dir.) *Modération ou extrémisme ? Regards critiques sur la loi 21*, Presses de l'Université Laval, pp.163-178.
- MARTINEAU, Marie-Soleil (2020) « La loi 21 et l'ethnisation genrée des inégalités sociales », dans Leila CELIS, Dia DABBY, Dominique LEYDET et Vincent ROMANI (dir.) *Modération ou extrémisme ? Regards critiques sur la loi 21*, Presses de l'Université Laval, pp.147-160.
- 松井茂記（2012）『カナダの憲法—多文化主義の国のかたち—』岩波書店。
- 丹羽卓（2019）「カナダとケベックにおけるライシテ—相違か収斂か—」『金城学院大学論集』第5巻第1号、83～94頁。
- ROCHER, Guy (2013) « La laïcité pour le québec :quelques arguments », dans Daniel BARIL et Yvan LAMONDE (dir.) *Pour une reconnaissance de la laïcité au Québec : enjeux philosophiques, politiques et juridiques*, Presses de l'Université Laval, pp.31-40.
- 田近肇（2006）「イタリアにおける国家とカトリック教会」『宗教法』第25号、69～73頁。